

政策企画室ホームページバナー広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、政策企画室のホームページにバナー広告枠を設け、次とおり募集します。

募集ページ

[政策企画室ホームページトップページ](#)

アクセス件数

アクセス数：月間 約 253 件(令和 6 年 1 月から令和 6 年 12 月の平均)

(参考データであり、アクセス件数の保証ではありません)

広告掲載料金 1 枠あたり(月額・税込)

縦 60 ピクセル × 横 120 ピクセル 5,000 円

広告枠数

枠数制限なし

広告掲載期間

令和 8 年 3 月 31 日まで(1 ヶ月単位)

- 広告を掲載する期間は 1 ヶ月単位で募集するので、掲載希望者は掲載期間を指定できます。なお、申し込み順位により必ずしも希望に添えない場合があります。
 - メンテナンス等によりホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含みます。
 - 申出により、掲載期間中のバナー広告の差し替えが可能です。
- バナー広告の掲載位置については指定できません。

バナー広告の規格

- バナーサイズ

縦 60 ピクセル × 横 120 ピクセル

ファイル形式 GIF(アニメ可)、JPEG、PNG

- データ容量

縦 60 ピクセル × 横 120 ピクセル 4 キロバイト程度

画像を変化又は移動させる場合は、目への負担が大きくならないように、光感受性発作を誘発させないようにしてください。

- バナー広告は、申込者の負担で作成してください。

申し込み方法

1. 政策企画室バナー広告掲載申込書[ワード形式ファイル] / [PDF形式ファイル]、をダウンロードして、必要事項を記入してください。
2. 政策企画室バナー広告掲載申込書を大阪市政策企画室までお送りください。
〒530-8201
大阪市北区中之島 1-3-20
大阪市政策企画室 バナー広告担当宛
3. 大阪市政策企画室から掲載若しくは非掲載の決定通知が届きます。
先着順で決定します。掲載希望期間が重複する場合は調整させていただくことがあります。
4. 掲載決定通知を受け取られたら、指定された期限までに納入通知書にて広告料金を納めていただき、バナー画像をデータで提出してください。
5. バナー広告が掲載されます。

申し込みにあたっては、[政策企画室広告掲載要領](#)を参照してください。

広告掲載の取下げ

広告掲載の取下げは、書面にて受け付けます。ただし、納付済みの広告料は返還いたしません。

その他

- ホームページのレイアウト変更等により、予告なく掲載位置の変更や掲載ページ数の増減が生じる場合があるのでご了承ください。
- 広告主は、広告の内容や掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。第三者から広告に関連して被害を被った旨の損害賠償請求がなされた場合は、広告主の責任と負担において解決してください。
- 広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに政策企画室バナー広告担当に連絡してください。

第1号様式（第9条関係）

広告掲載申込書

令和 年 月 日

大阪市政策企画室長 様

所在地 _____

名称 _____

ふりがな

代表者職・氏名 _____

生年月日 T・S・H 年 月 日 (男・女)

電話番号 _____

FAX _____

E-mail _____

担当者職・氏名 _____

協力広告代理店制度活用媒体の場合

大阪市広告事業協力広告代理店制度を活用する場合は、広告代理店についてご記入ください。

政策企画室ホームページバナー広告募集要項の条件により、次のとおり申し込みます。

記

1. 掲載希望期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

2. 広告掲載希望枠数 縦 60ピクセル×横 120ピクセル 枠

3. 広 告 料 金 円 (税込)
縦 60ピクセル×横 120ピクセル
(内訳 円 × 枠 × ヶ月)

4. リンク先のホームページアドレス
(URL : http://)

協力広告代理店制度活用媒体の場合

5. 広告主 (広告代理店が代理で申込みを行う場合のみご記入ください)

所在地 _____

名称 _____

代表者職・氏名 ふりがな _____

生年月日 T・S・H 年 月 日 (男・女)

6. 広 告 原 稿 別添のとおり

7 . 確認事項

確認されましたら、にチェックを入れて下さい。

大阪市広告掲載要綱及び政策企画室広告掲載要領を遵守します。

また、次に掲げる要件をすべて満たしています。

(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 大阪市税の滞納がないこと。

(3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

注意

- ・暴力団排除のため個人情報を警察に照会することがあります。

- ・暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。

- ・上記に掲げる者に該当する者と大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することができます。

8 . アンケート

今回の募集をどのような形でお知りになりましたか？

該当する番号に をしてください。（複数回答可）

- 1 大阪市ホームページを見た
- 2 大阪市が配信する広告事業メールマガジンを見た
- 3 広告代理店から紹介された
- 4 知人から紹介された
- 5 その他 ()

ご協力ありがとうございました。

☆大阪市 広告事業 メールマガジン登録募集中☆

大阪市では、最新の募集情報をメールマガジンで配信しています。配信希望の方には、パソコンからこちらに空メールを送っていただきますと、登録メールをお送りします。

登録無料!!

osaka.entry6@mmag.city.osaka.lg.jp